

船橋市認証保育所運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市認証保育所事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により認証保育所事業を運営するものに対し、運営に要する経費を補助することによって、保育環境の向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものの他、実施要綱に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法第19条の規定による第2項又は第3項に該当し、子ども・子育て支援法第20条の規定による認定を受けた保護者。
- (2) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法第30条の4の規定による第2項又は第3項に該当し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定による認定を受けた保護者。
- (3) 教育・保育給付認定の有効期間 子ども・子育て支援法第21条の規定による有効期間。
- (4) 施設等利用給付認定の有効期間 子ども・子育て支援法第30条の6の規定による有効期間。

(補助対象児童)

第3条 補助金の交付の対象となる児童（以下、「補助対象児童」という。）は、市内に居住し、かつ、市内の住民基本台帳に記録されている児童であつて、保護者が当該児童と同居し、かつ、市内の住民基本台帳に記録されており、実施要綱第2条第3号に規定する保育を必要とする児童をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に規定する目的で設置され、同法第4条に規定する認可を受けた幼稚園及び同法第4条の2に規定する届け出がされた幼稚園に通園している児童。
- (2) 学校教育法第22条に規定する目的で設置され、同法第4条に規定する認可を受けていない施設に通園している児童。

(年齢基準日)

第4条 児童の年齢基準日は、実施要綱に定めるところによる。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、認証保育所の運営に要する費用とし、補助金の算定基準及び額は、予算の範囲内で別表第1のとおりとする。

(交付の要件)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、認証保育所の設置者とする。

2 市税を滞納している認証保育所の設置者は、補助金の交付を受けることができない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする認証保育所の設置者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる日までに船橋市認証保育所運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、別表第3に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市認証保育所運営費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市認証保育所運営費補助金交付請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付の時期)

第10条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第11条 補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から1月以内に船橋市認証保育所運営費補助金実績報告書（第4号様式）に別表第4に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

その旨を船橋市認証保育所運営費補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 実施要綱第14条の規定により認証保育所の認証が取り消されたとき。
- （3） 第6条の規定に違反したとき。

（書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業にかかる収入及び支出に関する関係書類を整理し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、船橋市認証保育所運営費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正)

別表第1

区分	補助金の算定基準	補助金の額
運営に要する費用	毎月初日に在籍する補助対象児童の数。ただし、定員数を限度とする。	認証保育所A型 補助対象児童 1人あたり 月額 乳児 107,000円 1歳児及び2歳児 57,000円 3歳児 22,000円 4歳以上児 18,000円
		認証保育所B型 補助対象児童 1人あたり 月額 乳児 89,000円 1歳児及び2歳児 49,000円 3歳児 18,000円 4歳以上児 15,000円
土地及び建物の賃借に要する費用	認証保育所の土地及び建物の賃借(敷金及び保証金等は除く。)に要する費用。	1箇所当たり年額240万円を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、賃借期間が12月に満たない場

		合、もしくは、補助対象児童が在籍しない月がある場合にあっては、1箇所当たり年額240万円を12で除した額に賃借期間の月数、もしくは補助対象児童が在籍する月数を乗じて得た額を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。
--	--	---

別表第2

区分	申請期限
運営に要する費用	毎月10日
土地及び建物の賃借に要する費用	3月10日

別表第3

区分	添付書類	
運営に要する費用	年度の最初の申請	1 船橋市認証保育所事業計画書（第7号様式） 2 収支予算書（第8号様式） 3 補助対象児童の保護者と認証保育所とで交わした保育の委託契約書類の写し
	年度の最初の申請及び変更時	1 補助対象児童であることを確認できる書類（補助対象児童の保護者が教育・保育給付認定保護者又は、施設等利用給付保護者であり、その有効期間内である場合は提出を省略することができる）。
	2月の申請	1 市税納付確認書
	毎月の申請	1 入所児童の氏名、生年月日、年齢、入所日、保護者名、補助対象対象外の別等が記載された名簿 2 職員の氏名、職種、保育士資格の有無、採用年

		月日、常勤非常勤の別等が記載された名簿 3 その他市長が必要と認める書類
土地及び建物の賃借に要する費用	1 当該土地及び建物の賃借契約書の写し 2 当該土地及び建物の登記事項証明書 3 その他市長が必要と認める書類	

別表第4

区分	添付書類	
運営に要する費用	毎月の実績報告	1 補助金の用途を確認できる書類 2 その他市長が必要と認める書類
	年度の最後の実績報告	1 収支計算分析表（第5号様式） 2 その他市長が必要と認める書類
土地及び建物の賃借に要する費用	1 当該土地及び建物の賃借に要する費用の支払いを確認できる書類	

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市認証保育所運営費補助金交付申請書

申請者 住 所

名 称

代表者名

印

年 月分 船橋市認証保育所運営費補助金の交付を、下記のとおり受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額

_____ 円

2 内訳

第 号
年 月 日

船橋市認証保育所運営費補助金交付可否決定通知書

様

船 橋 市 長

年 月 日付けで申請のあった、平成 年 月分船橋市認証保育所
運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する。 交付決定額 円

認証保育所名称

内 訳

2. 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市認証保育所運営費補助金交付請求書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

請求者 住 所

名 称

代表者名

印

年 月分船橋市認証保育所運営費補助金として、次の金額を請求します。

請求金額

円

年 月 日

船 橋 市 長 へ

船橋市認証保育所運営費補助金実績報告書

申請者 住 所

名 称

代表者名

印

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた、平成 年 月
分 船橋市認証保育所運営費補助金にかかる事業実績について、下記のとおり関係
書類を添えて報告します。

記

1 実績報告金額 _____ 円

2 内訳

年度 収支計算分析表

収入		支出	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
1 保育料収入		1 人件費支出	
2 認証保育所運営費補助金収入		(1) 職員給与支出	
3 その他補助金収入		(2) 職員賞与支出	
4 寄付金収入		(3) 非常勤職員給与支出	
5 その他収入		(4) 退職給付支出 (5) 法定福利費支出	
1から5までの小計		2 事業費支出	
6 人件費積立資産取崩収入 7 修繕積立資産取崩収入 8 備品等購入積立資産取崩収入 9 施設・設備整備積立資産取崩収入 10 他会計からの繰入金収入		(1) 給食費支出	
		(2) 保健衛生費支出	
		(3) 保育材料費支出	
		(4) 水道光熱費支出	
		(5) 燃料費支出	
6から10までの小計		(6) 消耗器具備品費支出	
		(7) 賃借料支出	
		(8) 雑支出	
		3 管理費支出	
		(1) 福利厚生費支出	
11 借入金収入		(2) 職員被服費支出	
		(3) 旅費交通費支出	
		(4) 研修研究費支出	
		(5) 事務消耗品費支出	
		(6) 印刷製本費支出	
		(7) 水道光熱費支出	
		(8) 燃料費支出	
		(9) 修繕費支出	
		(10) 通信運搬費支出	
		(11) 会議費支出	
		(12) 広報費支出	
		(13) 業務委託費支出	
		(14) 手数料支出	
		(15) 保険料支出	
		(16) 賃借料支出	
		(17) 土地・建物賃借料支出	
		(18) 租税公課支出	
		(19) 雑支出	
		11の小計	
		(1) 人件費積立資産支出	
		(2) 修繕積立資産支出	
		(3) 備品等購入積立資産支出	
		(4) 施設・設備整備積立資産支出	
		5 借入金償還支出	
		6 借入金利息支出	
		7 施設の整備等に係る支出	
収入合計		支出合計	
収支差額			

第 号
年 月 日

船橋市認証保育所運営費補助金確定通知書

様

船 橋 市 長

年 月 日付けで実績報告のあった、平成 年 月分船橋市認証保育所運営費補助金の額について、下記のとおり確定したので通知します。

記

通知年月日	年 月 日
文書番号	第 号
補助年度・月	年度 月分
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
交付確定額	円

年度 船橋市認証保育所事業計画書

設置者名称： _____

認証保育所名称： _____

【基本情報】（ 年 月 日現在）

定員	人	定員年 齢構成	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計				
			人	人	人	人	人	人				
職員数	施設長		保育従事者 (資格有)		保育従事者 (資格無)		調理員		その他 ()		合計	
	人		人		人		人		人		人	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
施設及び 設備	保育室(乳児)		保育室(1歳児)		保育室(2歳児以上)		遊戯室		保育面積合計			
	室		室		室		室		室			
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡			
	調理室		便所		医務室 (医務コーナー)		その他 ()		総面積			
	室		室・便器 個		室		室		㎡			
㎡		㎡		㎡		㎡		㎡				
屋外遊戯場 <input type="checkbox"/> 有 (㎡) <input type="checkbox"/> 無 (代替となる公園等名称)												
提供サービスの種類 ※提供しているものに☑			<input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 夜間保育 <input type="checkbox"/> 休日保育 <input type="checkbox"/> 病後児保育 <input type="checkbox"/> その他 ()									
給食の実施形態 ※対応しているものに☑			<input type="checkbox"/> 自園調理 (調理業務委託 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 外部搬入									
〔平日〕開所時間			午前 時 分 ~ 午後 時 分									
うち基本保育時間 (11時間)			午前 時 分 ~ 午後 時 分									
うち通常保育時間 (8時間)			午前 時 分 ~ 午後 時 分									
〔土曜日〕開所時間			午前 時 分 ~ 午後 時 分									

1 年度 認証保育所の運営方針

--

2 保育内容の計画

※保育課程、年間保育計画を添付すること。

3 職員研修の計画

※年間職員研修計画を添付すること。

4 児童の健康管理に対する計画

※年間健康診断予定表を添付すること。

5 非常災害に対する計画

※防火管理者及び消防計画の届出控え（若しくはこれに代わる非常災害時の職員体制及び防災計画等）、年間非常災害訓練計画を添付すること。

6 入所者受入計画及び入所選考方法

	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						

12月						
1月						
2月						
3月						

※入所選考方法（保護者に提示しているもの）を添付すること。

年度 収支予算書

収入		支出	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
1 保育料収入		1 人件費支出	
2 認証保育所運営費補助金収入		(1) 職員給与支出	
3 その他補助金収入		(2) 職員賞与支出	
4 寄付金収入		(3) 非常勤職員給与支出	
5 その他収入		(4) 退職給付支出	
		(5) 法定福利費支出	
		2 事業費支出	
		(1) 給食費支出	
1から5までの小計		(2) 保健衛生費支出	
6 人件費積立資産取崩収入		(3) 保育材料費支出	
7 修繕積立資産取崩収入		(4) 水道光熱費支出	
8 備品等購入積立資産取崩収入		(5) 燃料費支出	
9 施設・設備整備積立資産取崩収入		(6) 消耗器具備品費支出	
10 他会計からの繰入金収入		(7) 賃借料支出	
		(8) 雑支出	
		3 管理費支出	
		(1) 福利厚生費支出	
6から10までの小計		(2) 職員被服費支出	
11 借入金収入		(3) 旅費交通費支出	
		(4) 研修研究費支出	
		(5) 事務消耗品費支出	
		(6) 印刷製本費支出	
11の小計		(7) 水道光熱費支出	
		(8) 燃料費支出	
		(9) 修繕費支出	
		(10) 通信運搬費支出	
		(11) 会議費支出	
		(12) 広報費支出	
		(13) 業務委託費支出	
		(14) 手数料支出	
		(15) 保険料支出	
		(16) 賃借料支出	
		(17) 土地・建物賃借料支出	
		(18) 租税公課支出	
		(19) 雑支出	
		4 積立預金積立支出	
		(1) 人件費積立資産支出	
		(2) 修繕積立資産支出	
		(3) 備品等購入積立資産支出	
		(4) 施設・設備整備積立資産支出	
		5 借入金償還支出	
		6 借入金利息支出	
		7 施設の整備等に係る支出	
収入合計		支出合計	
		収支差額	